

別表1 重度障害者（身体・知的及び精神）日常生活用具の種目等

| 区分 | 種 目 | 対 象 者 | 性 能 | 耐用年数 |
|-----------|-----------|---|--|------|
| 介護・訓練支援用具 | 特殊寝台 | 下肢又は体幹機能障害2級以上（寝返りや起き上がりが困難な者に限る。） | 原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度等を個別に調整できる機能を有するもの。 | 8年 |
| | 特殊マット | 下肢又は体幹機能障害1級（寝返りや起き上がりが困難な者に限る。） | 褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。 | 5年 |
| | 特殊尿器 | 下肢又は体幹機能障害1級（寝返りや起き上がりが困難な者に限る。） | 尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。 | 5年 |
| | 入浴担架 | 下肢又は体幹機能障害2級以上（入浴に当たって、家族等の介助を要する者に限る。） | 障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。 | 5年 |
| | 体位変換器 | 下肢又は体幹機能障害2級以上（下着交換等に当たって、家族等の介助を要する者に限る。） | 介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。 | 5年 |
| | 移動用リフト | 下肢又は体幹機能障害2級以上（移乗又は移動もしくは立ち上がりが困難な者に限る。） | 介助者が重度身体障害者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。 | 4年 |
| 自立生活支援用具 | 入浴補助用具 | 下肢又は体幹機能障害であって、入浴に介助を必要とする者 | 入浴時の移動、座位保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 | 8年 |
| | 便器 | 下肢又は体幹機能障害2級以上 | 障害者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。 | 8年 |
| | T字状・棒状のつえ | 平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害 | 平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害者の歩行を補助し得るもの。（付属品として、夜光材を含む。外装に白色又は黄色ラッカーを使用することができる。） | 3年 |
| | 移動・移乗支援用具 | 平衡機能又は下肢もしくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者 | おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 | 8年 |
| | 頭部保護帽 | 平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害者のうち、脳性麻痺や失調等により立位・歩行が不安定であり、転倒の危険がある者 てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害者・精神障害者 | 転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。 | 3年 |
| | 特殊便器 | 上肢障害2級以上及び知的障害者更生相談所において知的障害者として判定された障害の程度が重度又は最重度である者（排便後の処理が困難な者に限る。） | 温水温風を出しうるもので、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。 | 8年 |
| | 火災警報器 | 障害等級2級以上の身体障害者、知的障害者更生相談所において知的障害者として判定された障害の程度が重度又は最重度である者及び障害等級1級の精神障害者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） | 室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。 | 8年 |
| | 自動消火器 | 上記に同じ。 | 室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの。 | 8年 |

| | | | | |
|-------------|--------------------------|--|---|----------------------------|
| | 電磁調理器 | 視覚障害２級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）及び知的障害者更生相談所において知的障害者として判定された障害の程度が重度又は最重度である者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） | 視覚障害者及び知的障害者が容易に使用し得るもの。 | ６年 |
| | 歩行時間延長信号機用小型送信機 | 視覚障害２級以上 | 視覚障害者が容易に使用し得るもの。 | １０年 |
| | 視覚障害者用秤 | 視覚障害２級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） | 視覚障害者が容易に使用し得るもの。 | ６年 |
| | 視覚障害者用携帯型歩行支援装置 | 視覚障害２級以上 | 視覚に障害を有する者の歩行に必要な地図情報及び位置情報の入手を容易にする製品であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、人工衛星を利用した情報通信ネットワーク等を通じて位置情報を受信する機能及び触覚や音声信号のみにより情報を確認できる機能を有するものに限る。 | ６年 |
| | 聴覚障害者用屋内信号装置 | 聴覚障害２級以上（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）で日常生活上必要と認められる世帯 | 音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの。（サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。） | １０年 |
| 在宅療養等支援用具 | 透析液加温器 | じん臓機能障害３級以上の身体障害者であって、自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）又は自動腹膜透析法（APD）による透析療法を行う者 | 透析液を加温し、一定温度に保つもの。 | ５年 |
| | ネブライザー（吸入器） | 呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者 | 障害者が容易に使用し得るもの。 | ５年 |
| | 電気式たん吸引器 | 呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者 | 障害者が容易に使用し得るもの。 | ５年 |
| | 動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター） | 呼吸器機能障害１級又は同程度の身体障害者であって、医師の診断書により必要と認められる者（人工呼吸器の装着が必要な者に限る） | 呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者が容易に使用し得る携帯式のもの。 | ５年 |
| | 酸素ポンプ運搬車 | 呼吸器機能障害３級以上の身体障害者であって、医療保険における在宅酸素療法を行う者 | 障害者が容易に使用し得るもの。 | １０年 |
| | 視覚障害者用体温計（音声式） | 視覚障害２級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） | 視覚障害者が容易に使用し得るもの。 | ５年 |
| | 視覚障害者用体重計 | 視覚障害２級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） | 視覚障害者が容易に使用し得るもの。 | ５年 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 携帯用会話補助装置 | 音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者 | ①携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの。 又は、 ②携帯端末用アプリケーションソフトで、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの。 | ５年 |
| | 情報・通信支援用具 | 上肢機能障害２級以上又は視覚障害２級以上 | 障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト。 | ５年 |
| | 点字ディスプレイ | 視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害（原則として視覚障害２級以上かつ聴覚障害２級）の身体障害者又は視覚障害２級以上の者であって、必要と認められる者（日常的に点字を使用している者に限る） | 文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるもの。 | ６年 |
| | 点字器 | 視覚障害者 | 視覚障害者が容易に使用し得るもの。（付属品として、点筆を含む。） | ７年 （標準型） ５年 （携帯用） |

| | | | |
|----------------------|--|--|-------------------------------|
| 点字タイプライター | 視覚障害２級以上の者であって、必要と認められる者（日常的に点字を使用している者に限る） | 視覚障害者が容易に使用し得るもの。 | ５年 |
| 視覚障害者用ポータブルレコーダー | 視覚障害２級以上 | ①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの。 又は、 ②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつDAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの。 | ６年 |
| 視覚障害者用情報認識読上げ装置 | 視覚障害２級以上（色等の情報を読み取る装置については、視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。） | 音声コードや日本銀行券、色等の情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの。 （視覚障害者向け音声変換ソフトを含む。） | ６年 |
| 視覚障害者用音声ICタグレコーダー | 視覚（視力）障害１級 | 視力に障害を有する者の物の識別を容易にする製品であって、点字、凸線等により、操作ボタンが知覚でき、かつ、ICタグその他の集積回路とアンテナを内蔵する物品の持つ識別情報を無線により読み取り、当該識別情報と音声データを関連付け、音声データを音声信号に変換して出力する機能及び音声により操作方法に関する案内を行う機能を有するもの。 | ６年 |
| 視覚障害者用読書器 | 視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者 | 画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの。または、撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもの。 ただし、上記以外の性能を有する電化製品を加工した機器は除く。 | ８年 |
| 視覚障害者用時計 | 視覚障害２級以上 なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のために触読式時計の使用が困難な者を原則とする。 | 視覚障害者が容易に使用し得るもの。 | １０年 |
| 聴覚障害者用通信装置 | 聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段等として必要と認められる者（テレビ電話については、聴覚障害２級の者に限る。） | 一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字や画像等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの。 | ５年 |
| 聴覚障害者用情報受信装置 | 聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者 | 字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用しうるもの。 | ６年 |
| 人工喉頭 | 音声機能障害者であって、喉頭を摘出した者 | （笛式）呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。 （付属品として、気管カニューレを含む。） （電動式）顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。 | ４年 （笛式） ５年 （電動式） |
| 視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用） | 視覚障害者 | 編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの。 | — |

| | | | | |
|----------|------------|--|---|-----------------|
| | 点字図書 | 主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者 | 点字により作成された図書及び点字新聞。 | — |
| 排泄管理支援用具 | ストマ用装具 | ぼうこう機能障害者、直腸機能障害者又は小腸機能障害者でストマを造設した者 | 人工肛門、人工ぼうこう造設者が使用する蓄便袋・蓄尿袋、ストマ用品（皮膚保護ペースト、皮膚保護パテ、皮膚保護パウダー、皮膚保護ウエハー等）及び洗腸用具。 | — (洗腸用具は6ヶ月) |
| | 取尿器（使い捨て） | 高度の排尿機能障害者であって、医師の診断書により必要と認められる者 | 脊髄損傷等により排尿障害（特に失禁のある場合など）のある場合に使用されるもの。 | — |
| 住宅改修費 | 居宅生活動作補助用具 | 下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有する者であって障害等級3級以上の者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者及び知的障害者更生相談所において知的障害者として判定された障害の程度が重度又は最重度である者（排便後の処理が困難な者に限る。）） | 障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。 | — |

- (注) 1 脳原性運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じて、取り扱うものとする。
2 ストマ用装具の例外として、次の者を対象に、紙おむつ等（紙おむつ、パッド）及び洗腸用具を給付することができるものとする。
- ① 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着することができない者並びに先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者であって、医師の診断書により紙おむつ等及び洗腸用具が必要と認められる者。
 - ② 3歳未満に発現した脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿もしくは排便の意思表示が困難な者であって、医師の診断書により紙おむつ等及び洗腸用具が必要と認められる者。